要請書

今治市人権啓発課様

要請団体及び要請者

『えひめ教科書裁判を支える会』

２０１１年　　８月 10 日

＜要請事項＞

今治市内の中学生は、２０１０年４月から数十か所もの間違いがある歴史教科書を使用させられ始め、それは、このいま現在も続いています。（資料①　参照）

これは、子どもたちの有する人権のなかでも極めて重要な「教育を受ける権利」に対する侵害であり、許されざる人権侵害です。（資料②　参照）

したがって、今治市人権啓発課におかれては、これ以上、子どもたちへの人権侵害が続かぬよう、この人権侵害状況を即刻止める措置をとって頂きたい。

＜要請理由＞

ご存じの通り、すべての市民は、憲法により、基本的人権を保障されている。
とりわけ、憲法第２６条が保障する「教育を受ける権利」は、子どもたちにとって、極めて重要な権利である。当然のことであるが、この２６条が子どもたちに保障する権利は、どんな教育でも、ただ受けさせれば良い、という性格のものではない。

当然、子どもたちには正確な知識と、多面的・多角的な視点からのものの見方、考え方が提供されなければならない。そして、それらの基礎的な知識をもとに、子どもたち自らが、自主的・主体的に学んでいくことのできる教育環境を、私たち大人の市民および各行政機関は提供・保障しなければならない。

以下の最高裁判決は、これらのことを、明確に述べている。

「殊に個人の基本的自由を認め、その人格の独立を国政上尊重すべきものとしている憲法の下においては、子どもが自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような国家的介入、例えば、誤った知識や一方的な観念を子どもたちに植えつけるような内容の教育を施すことを強制するようなことは、憲法 26 条、13 条の規定上からも許されないと解することができる」

（旭川学力テスト事件　最高裁大法廷判決　１９７６年５月２１日）

然るに、別紙「資料」類から明らかなように、現在、今治市の中学校に通う生徒たちは、「ひとり一人の人権よりも国家を大事とする」公民教科書（資料③　参照）と、「誤りだらけの」歴史教科書を使わせられているのである。つまり、「誤った知識や一方的な観念を子どもたちに植えつけるような内容の教育を施」されているのである。

これは、子どもたちの人権を侵害する行為であり、かつ、明白な違憲行為である。

本来ならば、このような教育環境をつくらないようにするのは、教育行政を司る教育委員会の仕事であろう。しかし、このような教育環境をつくったのは、このような教科書（扶桑社）を採択した、当の教育委員会そのものなのである。

私たちは、何度となく、このような人権侵害をやめるよう、教育委員会に要請したが、当の教育委員会は、この人権侵害状況を改善することを拒否している。

ことは、今治市という自治体が、その自治体に住む子どもたちの人権を守れるのか、守れないのか、という事態なのである。

ならば、教育委員会が上記のような状況である以上、子どもの人権問題に取り組む、当自治体の他の機関・部署が、この問題の解決に乗り出さなければならない。これは、憲法上、当然、要請されることであるが、今治市の場合、「あらゆる人権侵害をなくする」ことを、「市及び市民の責務」とする以下のような「今治市人権尊重のまちづくり条例」（資料④）を定めているのだから、この問題を解決することに対する、今治市当局および今治市人権啓発課の責務は明らかである。

私たちは、以上の理由から、今治市人権啓発課が、今治市の中学生たちに対する人権侵害状況を解決する有効な措置を、即刻とるよう求めるものである。

以上

＜資料④＞

〔今治市人権尊重のまちづくり条例〕

（目的）

第１条　この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下の平等を定める日本国憲法及び今治市人権都市宣言を基本理念とし、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者及び外国人等へのあらゆる人権侵害をなくするための市及び市民の責務を明らかにするとともに、明るく住みよい人権尊重のまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

（市の責務）

第２条　市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を推進し、市民の人権意識の高揚を図るものとする。

〔略〕

（施策の推進）

第４条　市は、あらゆる人権侵害をなくし、人権尊重のまちづくりのために必要な施策を、総合的かつ計画的に推進するものとする。

〔以下略〕

＜資料①＞

＜扶桑社版歴史教科書の明白な誤り＞ 一覧

※　上記教科書は、今治市教育委員会が 2009 年度に採択し、現在、市内の全中学生が使用し続けている。

以下は、高嶋教授の「意見書」（甲第 36 号証）からの抜粋である。

③　2009 年度採択時に判明していた「改訂版 新しい歴史教科書」の誤記の事例（甲第 36 号証、19〜22 頁）

ア）　「日本は長い歴史を通して外国の軍隊に国土を荒らされたことがない」との巻末まとめの記述

巻末にあるこの「日本は長い歴史を通じて外国の軍隊に国土を荒らされたことがない」との記述に、同書では重い意味を持たせている。このように断定的に指摘した後に、それなのに「大東亜戦争（太平洋戦争）で敗北して以来」「いまだどこかに自信がもてないでいる。戦争に敗北した傷跡がまだ癒えない」でいるのは残念だから、元気と自信が持てるような「自国の歴史と伝統を」この教科書で学んできたはずだと、念押しの「まとめ」に結びつけている、という次第だ。

戦後のこれまでの事実に立脚した歴史学習を、一方的に「自虐的」と批判してきた「つくる会」の論理が巧みに、ここに集約されている。

当然ながらこうした論理展開には、多くの異論がある。そうした異義の多い主張を、両論併記の原則を無視して掲載するのは「一方的な観念を」を押しつけるもので、この点ですでにこの記述をそのままにして検定合格としたのは、違憲であることになる。

しかも、この記述は扶桑社版の原版の 2002 年度用の時から、同書「まとめ」の本文に登場していた。さらに 2010 年度用の自由社『新編新しい歴史教科書』でも、巻末のまとめ「歴史を学んで」において、同様の記述を用いている。この記述がいかに重視されているかが分かる。

改めて、この記述の妥当性を検討してみると、これは歴史の事実に明らかに反している。そのことは、皮肉なことに「つくる会」の事実上の広報役を演じ続けている『産経新聞』自身が、同紙 2005 年 4 月 18 日朝刊（東京本社版）の紙面で、明らかにしている。同記事は 1 週間前のテレビ番組で歴史教科書問題が議論された際に、秀吉の朝鮮出兵を「侵略」とするのなら、元寇を「遠征」とするのは二重基準に当たるとした件で、無理にコメントさせられた市民運動家の発言に説得力がなく、同席者から「失笑が漏れた」というあげ足取りの内容だった。さらに、同記事は元寇

も「侵略」だったとする根拠として「(注) 元寇で元軍は壱岐、対馬を占領し、多数の住民を虐殺している」と、あえて書き添えている。

「つくる会」教科書自体でも本文（扶桑社 2002 年度用）やコラム（2006 年度用改訂版、2010 年度用自由社版）などで、第 1 回目の来襲の際に「元軍は、対馬・壱岐を占領して、九州北部の博多湾に上陸」と明記している。

2012 年度用の自由社歴史教科書見本本の場合は、さらに詳しく具体的に日本側の被害を記述している。そこには、「武士をすべて殺した元軍は、民家に火をかけ、飛び出してくる老人や女･子供に襲いかかりました。そして、すぐには死に至らせず、残忍な方法で殺しました。女たちは掌に穴をあけて船の外側に数珠つなぎにし、高麗に連行しました」などと、真偽不明のものが、並べたてられている。こうした被害の話しが今も地元では語り継がれていることが、これに加えて記述されている。

これでは、とうてい「外国の軍隊に国土を荒らされたことがない」などとは、言えない。

また、幕末の長州藩に対する四ヵ国連合艦隊の武力行使での下関砲台占領や薩英戦争での鹿児島砲撃など、歴史の大きな転換点になる軍事的敗北は、日本の国土において体験したものだった。もちろん「つくる会」による扶桑社と自由社の歴史教科書は 4 点とも、下関砲台占領や薩摩の敗北を明示している。

以上のことからみて、前出の巻末のまとめコラム「歴史を学んで」にある「日本は長い歴史を通じて、外国の軍隊に国土を荒らされたことがない」との記述は、歴史的事実に明らかに反している。

イ） この誤記をめぐる文科省と教育委員会の責任

この誤記の場合、通算 4 回（自由社版 2010 年度用は 1 度不合格になり、再申請後に合格した）の検定において、1 度も指摘されることなく、供給本に記載されたままの状況が、すでに 10 年目に至っている。これらの誤った記述の教科書での学習を強制されてきた中学 1、2 年生自身にとっては、その年度の学年での学習は一生に一度のものであり、仮に 2012 年度からの「つくる会」教科書供給本の記述が修正されればすむというものではない。

この件は、遅くとも 2002 年 6 月の時点で、本意見書作成者などによって誤りを指摘され、文科省の教科書課職員には、同省への要請行動の際に資料を手渡している。文科省記者クラブでの記者会見の際に、資料として配布した中でもこの件を指摘してある。同記者クラブでの会見室は、同省広報課の管理下にあり、外来者による配布資料は、これまでもほぼ自動的に省内に伝えられる状況にある。従って、文科大臣や検定官などは、この件について不知であったとは言えない。

仮に外部からの情報が伝わっていないにしても、このような重大な誤記をくり返し不問としてきた点で、文科省の責任は重い。これを単にミスとするには、回数という点で論理性に欠ける。何らかの構造的欠陥か、特定の思惑の下で意図的に不問にし続けたと解するのが妥当だろう。だとすれば、文科省は公正、公平な教科書検

定を実施できる条件をもはや喪失していることになる。
愛媛県教育委員会と今治市教育委員会の場合も、採択をめぐる議論や教科書の比較検討等を通じて、こうした実態、問題点に気づいて当然のはずだった。しかし、同委員会はそうした職責を果たさないまま、今日に至っている。

⑤ 2002 年度用以来 4 回の検定で合格とされた数々の誤記

（甲第 36 号証、23～24 頁）

ア）扶桑社版教科書における誤記問題の悪質さ

扶桑社版教科書の誤記問題をなお論じる前に、一つ確認しておくべきことがある。それは、出版物とりわけ教科書においても、完全に誤記や誤植をなくすことは不可能であるということだ。念には念を入れて点検、校正を重ねても、出版後数年目に読者からの指摘で誤植が発覚した事例は、少なくない。校正業務のベテランをして「校正恐るべし」との自戒が語り継がれていることも、業界ではよく知られている。
早い話し、国会等の議事録や裁判で法廷に提出される文書においても、同様である。従って、教科書の場合もそうしたケースが、これまでに数多くある。
しかし、本件で問題にしている「つくる会」系教科書の場合は、そうした一般的な、社会的に通常は許容されている程度のものではない。まず第一に、前述の通り他社の教科書と比較して、誤記の件数が多すぎる。それも再々であるのだから、検定申請以前に真剣に校正、校閲をしたとは考えられない。そうした不誠実さは、生徒に深刻な悪影響が及ぶ可能性が高い。
それだけに、前代未聞の悪質なケースで、これまでの経験則だけでは対応しきれないにしても、あえて同書を 2009 年の時点で採択した愛媛県教育委員会と今治市教育委員会の責任は、重大と言わざるを得ない。
ちなみに、「つくる会」系歴史教科書の代表執筆者の藤岡信勝氏は、戦後の社会科教育と社会科教科書を「偏向」しているとして厳しく批判していた 1990 年代に、検定で誤記が数多く指摘されるのは不当だとも強調していた。曰く、「日本の検定制度は、出版社がやるべき誤植レベルのミスのチェックを、国費を使って盛大にやっている。（中略）検定制度が教科書会社にとって、責任を文部省に預けるためにあるようなものになってしまっているのは、まったくおかしなことです」と（月刊『諸君』1997 年 2 月号）。
こう発言した同氏による検定申請本が、数百箇所の誤記を検定で指摘された事実は、すでに明らかにしてある。さらに「つくる会」による自由社版 2010 年度用歴史教科書で、カラー写真の左右逆転（裏焼き）が 7 点あると、学校で使用開始間もなくに指摘された件について、同氏は「検定官が気づかなかったぐらいだから、見つけるのは難しかった」と、弁明している（週刊『ＡＥＲＡ』2010 年 8 月 9 日号）。「責任を文部省に預ける」行為を自らしていながら、恥じることのない姿勢が、そ

こにある。

執筆者は文部省に責任を預け、文部省は杜撰な検定のみで責任を果たさず、誤記だらけのものが検定合格とされる。その誤記だらけという実態を知らされていながら、検定合格に合格していることを根拠にその件を不問にして、愛媛県教委と今治市教委は、扶桑社歴史教科書を 2010 年度用として採択した。その結果、愛媛県立及び今治市立学校の中学生は、誤記だらけの教科書を押しつけられ、人間としての尊厳を侵されたままの日々を今現在、過ごさせられている。

この大人社会の無責任の連鎖によって生じた中学生の人権侵害状況を止められるのは、今や司法の判断しかない。前代未聞の想定外の悪質なケースだけに、事前に用意されている法規制等では対応しきれない面があるとしても、現に若者たちの人権侵害状況が継続中であるのに対し、対応の機会を与えられた司法が無策であることを、社会が許容するとは限らない。地域社会の将来に深刻な悪影響を及ぼしかねない重大な人権侵害の状況に対し、緊急避難的な法的措置の発動は、許容されるはずであると、本意見書の作成者は思料している。

ウ）5 回目の検定まで是正されなかった誤記の意味

（甲第 36 号証、26〜33 頁）

前出の誤記で、最も多くの回数の検定を通り抜けていたのは、2002 年度用の扶桑社初版に記載されていた 18 か所のものということになる。それらは、2001 年、2005 年、2008 年の各年度の検定を経て、2010 年度の検定で初めて誤記であることに気づかれた。2008 年度の自由社の歴史教科書は一度不合格になり、同年度内に再提出して合格したのだから、これらは通算 4 回の検定をすり抜け、5 回目でようやく是正させられたのだった。

教科書検定をめぐっては、長年に及ぶ議論が継続され、検定の実態に対しては批判の目が注がれている。それだけに検定担当者たちも一定の緊張感を持って、それなりに公正、適切に業務を執行しているものと想像するのが、常識的だ。そうした立場からすれば、前出のくり返し検定をすり抜けた誤記は、よくよくの分かりにくい、見落しがちな些細なものではないかと考えるのが、当然だろう。

しかし、こと「つくる会」系教科書に関する限り、そうした常識的な判断、倫理観は通用しない。そのことは、これまでにしてきた様々な経過から明らかなはずだが、次には、だめ押しの意味で、極め付きの悪質な事例を明らかにする。

オ）極め付きの検定のすり抜け誤記の事例――用語「明治維新」の由来説明の場合

「つくる会」系歴史教科書では、初版の 2002 年度用の段階から、天皇中心の近代国家形成に成功した明治時代を誇るべき日本歴史の根幹に据えた記述を、展開している。そうした権力中心の明治時代史の冒頭「明治維新」の節では、本文で次の

ように明記している。

「王政復古の大号令の中では、旧来のものを始め、すべてを新たに始めることを意味する『維（こ）れ新たなり』という言葉が用いられた。そこで幕末から明治維新にいたる一連の変革を明治維新とよぶ」と。

だが、これに対して 2010 年度検定では、「『維（こ）れ新たなり』という言葉は用いておらず、誤りである」と指摘された。自由社側は、あっさりとこの用語の由来説明部分を削除した。だとすると、これまでの 4 回の検定では 1 冊につき 3 人ずつの検定官が担当していたので検定官は延べ 12 人、審議会委員の歴史学者など有識者たち毎回 6 人前後の延べ 24 人、総計 40 人近い検定担当者が、誰一人として原典の「王政復古の大号令」との照合をしていなかったことになる。

文部省（現、文科省）が定めてきた教科書の検定基準では、各教科に共通する条件として、引用する資料類について「信頼性のある適切なものが選ばれ、著作権法上必要な出所や著作者名その他必要に応じて出典、年次など学習上必要な事項が示されていること」としている。執筆者側は、この検定に則して引用を原典で確認し、検定では原典のコピーなどを提出している。従って、「つくる会」系教科書以外では、このような不祥事が生じたケースは、2010 年度までで話題になったことがない。

当然のこととして、検定官たちはそれらの出典からの引用が適正になされているかを逐一確認することが業務のはずである。しかし、こと「つくる会」系教科書については、こうした当然の業務を検定官たちが遂行していなかった。その職務怠慢の事実は、前出 4-（2）-①で例示した第一次世界大戦中の地中海における日本海軍の被災事件を、英雄的内容に改ざんした記述の欺瞞を摘発していなかった件で、すでに証明されている。

今回の件によって、この「王政復古の大号令」の文言と照合するだけの簡単な作業が、最初、の 2000 年度検定の時点においてだけでなく、それ以降も 2010 年度まで、誰一人として実行していなかったことが、明白なこととなった。

執筆者たちには新しく要求しながら、検定官の側はズサンの限りを尽くしている。検定制度の運用実態はここまで腐りきっている。

なお、この資料誤読の件については、2007 年 3 月に出版された「『新しい歴史教科書』の＜正しい読み方＞」（ひらかれた歴史教科書の会　青木書店）で、誤りを指摘されている。同書は、杉並区立中学校用に扶桑社の「改訂版新しい歴史教科書」が採択されたことを受けて、同区内の一般住民が研究者の協力を得て、同教科書を詳細に分析した結果をまとめたものである。

同書は広く市販されていて、2009 年度の採択時には、十分に入手可能であった。採択時にすでに明らかにされていた明白な誤記の指摘に、何ら関心、配慮を示した痕跡のない教育委員会の責任は、誤記を長年不問にしてきた検定官たち同様に、看過しがたい。

カ)極め付き誤記のその他の事例―足尾鉱毒事件の記述など

「つくる会」系歴史教科書の2002年度用初版ですでに誤記のまま検定で合格とされ、その後の3回の検定においても誤記とは指摘されず、4回目の2010年度検定でようやく是正を指示されたという、検定業務の特定教科書に対する手抜き実態を証明する、極め付き誤記の事例は、前出の事例だけではない。その事例数が多数であることも、「つくる会」系教科書だけに対する大甘検定の恒常性を裏づけるものでもあるので、煩瑣を厭わずに、時代順に以下の通り列挙することにした。なお、各項に示した下線部が誤記と指摘された部分で、頁数は、「改訂版新しい歴史教科書」にこの誤記が掲載されている該当頁を示している。

１、大和朝廷は、半島南部の任那(加羅)という地に拠点を築いたと考えられる(32頁)
→影響を持った
２、「日吉神社文書」(81頁)→「今堀日吉神社文書」
３、(歴史地図中の表示)オスマン・トルコ帝国(91頁)→オスマン帝国
４、天正遣欧使節(92頁)→天正遣欧少年使節
５、 1762(寛政4)年、ﾛｼｱはラックスマンを日本に派遣し、日本人漂流民を護送しつつ、幕府に通商を求めた(132 頁)→ロシアはしばしば日本に接近を試み、1762(寛政 4)年にラックスマンを、1804(文化元)年にはレザノフを日本に派遣して、幕府に通商を求めた。
６、小林一茶の「春風の風にあやかれおろしあ舟」の俳句は、この事件を背景にしている。(132頁)→レザノフの来航を背景にしている。
—5と6は、レザノフが通商を拒否された帰途に、サハリンなどの日本側拠点を襲撃した事件のことが、一茶の句に反映している事実を分からなくしていたケース。
７、(千島・樺太交換条約の内容を示す地図の地名表示)
歯舞諸島(150頁)→歯舞群島
→教科書の地名表示は文部省編集の「地名の手引き」に従うこととされ、そこでは陸上部分は国土地理院発行の地形図、会場部分は海上保安庁発行の海図に表示されたものを採用している。
８、1891(明治24)年には、足尾銅山の鉱毒問題が発生し(167頁)→1880年代のなかば
９、不平等条約によって中国に権益をもつ外国勢力を排撃する動き(194 頁)→日本や欧米諸国
10、国民党政府(199頁、206頁)→国民政府
11、日本国憲法は、世襲の天皇を←(213頁)→下線部分を削除
12、ソ連は…北方領土を日本領土と認めないため(217 頁)→ソ連は北方領土の国後・択捉島などを不法占領しているため
13、(昭和天皇について)立憲君主の立場(226頁)→立憲君主的立場
14、ニクソン大統領は、北ベトナムを支援するソ連への牽制もあって、中華人民共和国に接近し(221 頁)→激化していた中ソ対立を利用してソ連を牽制し、同時

にベトナム戦争を終結させようとして

⑥　2009 年度に採択された「改訂版　新しい歴史教科書」

ア）　6 年間も誤記を放置していた検定の責任問題

2010 年度検定を担当した検定官と審議会委員の大半は、それ以前の 4 回の検定時の顔ぶれのままだった。にもかかわらず前述のように、まるで別人であるかのごとく、次々と「つくる会」系教科書の誤記を摘発した。その結果、極め付けの誤記見落とし事例を含め、2006 年度検定で見落としていた誤記が、延べにして 46 件あったことが判明したと、すでに指摘した。

その 46 件中で、2006 年度以降に登場した事例を個々に確認していくと、そこからまた執筆者たちの歴史教科書執筆におけるいいかげんさが、ますます鮮明になる。加えて、それら執筆者のいいかげんさ故に必然的に生じた多数の誤記誤植に対して、本来の検定作業を実行しないで手抜きのままで済ませた、検定担当者たちの無責任さが、さらに歴然と浮かび上がることになる。

イ）6 年間も放置され、今も今治市の中学生がそのまま教えられている誤記の事例

ここでも、積極的で建設的とはとうてい考えられない作業であるが、2006 年度用「改訂版新しい歴史教科書」から登場した誤記で、このときの分を含め 3 回の検定で摘発されなかったものの内の幾つかを、逐次確認していくことにする。カッコ内に示した頁数は、2009 年度に採択された上記「改訂版　新しい歴史教科書」の該当頁を示している。

1、約 100 万年前から、地球は氷河期に入っていた（17 頁）→約 260 万年前から。
2、ついに任那は新羅にほろぼされ、大和朝廷は朝鮮半島における足がかりを失った（33 頁）→影響力を失った。
3、国司は、地方の豪族を郡司や里長として起用して、国を治めた（44 頁）→朝廷は、地方の豪族を郡司や里長として起用して、国司に監督させた。
4、院政では、天皇の父方が、朝廷のしきたりにとらわれない・・・（５４頁）→天皇の父や祖父が
5、米と麦の二毛作が始まり（80 頁）→二毛作が普及し〔2002 年度用の「新しい歴史教科書」では、「農業では、二毛作や牛馬耕などが広まった」と正しく記述されていた。〕
6、新しい教えに従った人々はプロテスタントとよばれた（91 頁）→プロテスタントとよばれる。
7、幕府は、1612（慶長 17）年、キリスト教禁止令を出し（104 頁）→1612（慶

長 17）年、幕府直轄領に対し、キリスト教禁止令を出し〔2002 年度用の「新しい歴史教科書」の本文頁にある「江戸幕府初期外交年表」では、「１６１２幕府直轄領に禁教令」とある。〕

８、シャクシャインを指導者とする反乱をおこしたこともあった（シャクシャインの乱）　（107 頁）→指導者として蜂起をおこしたこともあった（シャクシャインの戦い）。

９、13 州の代表が集まり、イギリスからの独立宣言に調印している（133 頁）
――13 イギリス植民地の代表が集まり、

10、この時期のヨーロッパ人は、軍艦から大砲を撃って、植民地を征服したのだった（134－135 頁）――→19 世紀に入るとヨーロッパ人は、
――帝国主義的な武力侵攻と支配は、大航海時代（15 世紀）以後の植民地時代数世紀の間の最終段階であって、2002 年度用「新しい歴史教科書」の監修者であった高橋史朗明星大学教授が主張したような「500 年間」も継続していたものではない。

11、図版「イギリス・インド・清のあいだのおもな商品の流れ」で“銀”が欠落（135 頁）――→“銀”を三角形の物流図の中央に加筆
――これも 2002 年用の旧版では、正確に記述されていた。三角形の物流図の中央に加筆されただけでは、どのような流れなのかまだ理解できない。この程度の修正でよいとした検定は、杜撰。

12、1922 年に、ムッソリーニのファシスト党による独裁政治が始まった（193 頁）――→ファシスト党が政権を掌握し、やがて独裁政治が始まった。

13、日本は、３年半の占領期間に、――中等学校の設立、共通語の設定など、のちの独立の基盤となる多くの改革を行った（207 頁）――→中等学校の増設　共通語の普及など

ウ）検定官たちが、今なお放置している「改訂版 新しい歴史教科書」の誤記の数々

以上が、遅ればせながら 2010 年度の自由社版歴史教科書の検定で摘発されたことから明らかな誤記であると、「つくる会」自身も誤記と認めた事例である。

しかし、「改訂新しい歴史教科書」の誤記は、これだけではない。今なお検定官側が摘発できていない誤記が多数ある。ここでは、それらを指摘していく。

１、70 頁の地図「13 世紀後半の世界」で「大都（現在の北京）」の位置が、海岸部になっている。この図版は 2002 年度用の初版本以来くり返し使用され、最新の 2012 年度用の自由社版にも掲載されているが、この誤記もくり返されている。2002 年用の初版本が見本本として公開された 2001 年の時から、本意見書作成者たちが、この誤りを指摘しているが、是正されていない。

２、92 頁の本文７行目、「やがて日本は世界一の鉄鋼生産国となった」とあるが、当時の世界全体の鉄鋼生産量を比較できる統計資料や分析研究はない。断定

した表現は誤り。何かと「世界一」を強調したがる本書執筆者たちの幼児的嗜好を反映させた記述で「一方的な観念」の押しつけに該当する。

３、148 頁の「明治維新とは何か」のコラム本文の冒頭部分で、欧米列強の植民地が拡大を続け、1914 年には地球の陸地の「約 84%にまで拡大した」とある。しかし、その頁に掲載された世界地図の「1914 年の欧米列強の領土」表示にもとづいて、欧米列強の領土でない部分の陸地面積を計算すると、全陸地の 27.8%になる。

生徒が使用している地図帳（教科書扱いで検定合格を義務づけられている）の巻末にある国別面積表を用いて計算すれば簡単に、判明する。こうした小学生程度の作業も検定官はしていない。この誤記は、最新の 2012 年度用自由社本にも継続されたままとなっている。

前出のように、検定基準には引用について、信頼性の高い資料に準拠することを要求しているが、検定官たちは同じ頁にある図版の内容と本文記述内の引用数字との整合性の確認さえ、怠っている。

４、223 頁の本文で、1991 年の湾岸戦争について「日本は憲法を理由にして軍事行動には参加せず、巨額の財政援助によって大きな貢献をしたが、国際社会はそれを評価しなかった」とある。実戦部隊を派遣した国に対して被害国だったクウェートがまず感謝を表明したことで、日本は評価されてないとの受け止めが、日本国内でも一時期強調されたが、やがて日本へも感謝の意が伝えられた。また部隊を派遣した国々からも評価されているので、この記述は事実に反している。

また「一方的な観念」の押しつけにもなっている。

５、巻末の年表に「1990　湾岸戦争（～91)」とある。

前出の 223 頁の本文では「1990 年 8 月、イラク軍が突然クウェート侵攻し、翌年１月、アメリカを中心とする多国籍軍がイラク軍と闘って、クウェートから撤退させた（湾岸戦争)」とある。

湾岸戦争とは、多国籍軍とイラク軍の戦いをいうのだから、年表は明らかに誤記だし、この本文もクウェート侵攻からが同戦争として説明しているようにも読める。そのような誤った認識をさせる危険性があるものに対しては、検定で「誤解を与える恐れのある記述である」とするのが常だが、ここでは、年表の誤記さえ見落とされた。

以上

（証拠　甲 45 号証）

〔以上は、今治市教育委員会による２００９年度歴史・公民教科書採択取り消し住民訴訟に提出された琉球大学名誉教授・高嶋伸欣氏の「意見書」からの抜粋である。〕

＜資料②＞

誤記問題をめぐる議論で忘れられている日々の学習による生徒の人権侵害状況に対する責任問題

ここまで、とりあえず 2010 年度用として愛媛県教育委員会と今治市教育委員会が採択した扶桑社版教科書が、多くの不当、不適切な記述を掲載しているにもかかわらず、検定に合格していた事実を具体的に指摘し、文科省や各教育委員会の対応の不当性、違法性を明らかにしてきた。本件が法廷で争われているものである以上は、違法性をめぐる議論に傾倒することは、ある程度やむをえない。

しかし、本件はあくまでも学習教育の健全さを追及するためのものでなければならない。この観点に立脚した時、誤記が残存している教科書が、その点を不問のまま採択されたことの最悪の影響を受けるのは、その教科書で学習させられる生徒たちであるという重大な問題点が忘れられては、ならないはずである。

しかし、ややもすると「つくる会」系の扶桑社および自由社の教科書検定と採択をめぐる従来の議論、法廷等の争いでは、この問題点への対応が忘れられがちとなっている。今回の 2009 年度採択をめぐる争いでも、採択という行政行為の違法性の存否が主たる議論の対象となっている。

その一方で、誤記等不適切な記述が多数あると判明していながら採択された教科書は、すでに 2010 年度と 2011 年度に入学した中学生に渡され、それによる学習が強要されている。不適切記述が多数ある教科書を使用させられているという事実が、次第にそれら中学生たちにも認識されつつある。

そうした欠陥教科書と指摘されながら、それを自分たち中学生に使わせようとした関係者たちは、中学生を侮辱し、人間としての尊厳を傷つけていることに気づいていないと、中学生は気づくはずだ。現に、2 年目に入ったこの状況下で中学校生たちの大人不信の念は急速に深まっていると、予想される不適切な採択の責任の所在の明確化は、同じことの再発防止のために、不可欠である。同時に、こと教育問題は一般的な議論の間も、日々の教育の営為は休みなく継続されているのであり、問題点に対しては予防的措置と共に対症療法的措置も講じていかなければならない。生徒にとっては一生に一度しかないその時々の教育に、どれだけ大人社会が最善を尽くしているかで、大人への信頼度を判断することになる。

本件の場合は、ここで指摘している不適切な記述、明らかな誤記を多数含む教科書を使用させられている現下の中学生の不条理な状況を、いかに迅速に改善するか、それが大人社会としての焦眉の急務であることを、ここに指摘しておきたい。

そのためにも、本件の場合に限らず、愛媛県内の昨今の教科書問題における法廷等での争いにおいて示された司法および行政側関係者等の判断の多くが、いたずらに形式論に終始し、こうした大人社会としての中学生に対する責務履行に不可欠な、

現実的対応の必要性を重視する観点を欠いていることは、きわめて遺憾というほかない。

その意味において、本件に対する司法判断では、こうした大人社会のこれまでの責任回避、怠慢、欺瞞等のくり返しや継続を許さない、毅然とした総括が提示されることを切望する。

以下、そうした大胆な決断の時が今であることを証拠だてるものとして、積年の誤記実態の例示を進めることにする。

（今治市教育委員会による 2009 年度中学歴史・公民教科書採択取り消し住民訴訟に提出された琉球大学名誉教授・高嶋伸欣氏の「意見書」より抜粋）

＜資料④＞

〔今治市人権尊重のまちづくり条例〕

（目的）

第１条　この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下の平等を定める日本国憲法及び今治市人権都市宣言を基本理念とし、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者及び外国人等へのあらゆる人権侵害をなくするための市及び市民の責務を明らかにするとともに、明るく住みよい人権尊重のまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

（市の責務）

第２条　市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を推進し、市民の人権意識の高揚を図るものとする。

〔略〕

（施策の推進）

第４条　市は、あらゆる人権侵害をなくし、人権尊重のまちづくりのために必要な施策を、総合的かつ計画的に推進するものとする。

〔以下略〕